

三面川鮭有効利用調査員規則

(目 的)

第1条 この規則は、三面川鮭有効利用調査委員会が、三面川鮭有効利用調査員に対し、三面川鮭有効利用調査委員会規約第2条の目的達成のため制定するものとする。

(以下内容)

第2条

1. 調査期間 10月1日から11月30日まで
2. 調査時間 午前7時～午後2時30分までの間で連続した6時間30分(開始時間、終了時間は参加人員により臨機応変に対応する。)

3. 調査区域及び調査人数

調査区域 10月 【毎日】

左岸：種川合流点表示地点と、JR上り鉄橋上流端から下流630mの表示地点の間(赤線表示)

右岸：JR上り鉄橋上流端から上流550mの表示地点と、JR上り鉄橋上流端から下流260mの表示地点の間(赤線表示)

11月【月、水、金、土、日】

左岸：10月と同じ

右岸：10月と同じ

【火、木、】

左岸：JR上り鉄橋上流端から上流40mの表示地点と、JR上り鉄橋上流端から下流630mの表示地点の間【黄色線表示】

右岸：JR上り鉄橋上流端と、JR上り鉄橋上流端から下流260mの表示地点【黄色線表示】

(別紙図面参照)

調査人数 10月 40人×31日=1,240人

11月 月、水、金、土、日 40人×22日=880人

火、木 20人×8日=160人

4. 対象魚種 シロザケ

5. 調査項目 釣果、体長、体重、雄雌の別

第3条 調査員認定の方法と調査員資格の失効事由

1. はがき、FAX、Eメール、三面川鮭産漁業協同組合(以下「漁協」という)の窓口への申し込みとする。

- 2, 調査日は1日ごとの登録であり、当日の申込みが定員を超える場合は抽選とする。申込し当選した者は、調査当日の午前6時までに受付場所に集合し
- 3, 受付順番の抽選を行い受付番号、氏名を申し出て調査料金を支払い、領収書、腕章を受け取り、調査員と認定されます。当日の調査終了時まで腕章を携帯する。
- 4, 参加申込み日に無断で不参加の場合、調査員資格を失うことがある。

第4条 調査方法(鮭釣りの方法)及び採捕した鮭の帰属

1. 竿釣りで、ルアー釣り、フライ釣り、餌釣りする
フックはすべてシングルフック2本までとする。(浮き釣りは周囲の迷惑にならないようにする。)
2. 使用できる竿数は一人1本とする。
3. 採捕した鮭はすべて活かした状態で黄色旗表示箇所に確保し、漁協に帰属するため委員会で回収し、放流(リリース)は禁止する。
持ち帰りは、採捕した雄鮭1尾を漁協から委員会が購入し採捕に提供する。
4. 置き竿釣りは禁止する。
5. さくらますが釣れた場合は、速やかに放流(リリース)すること。
6. その他の事項は現場の管理者の指示に従うこと。

第5条 安全の確保

調査員は自己責任において安全の確保に努め、次の事項等に留意する。

1. 調査員は安全の確保に必要な備品の準備をすること。
2. 調査員はライフジャケットを必ず着用すること。
3. 調査区域内は、水の流れ、速さ、水深等の変化が激しく、危険が伴いますので 流水内に立ち入る場合は各自の腰の高さまでとし、安全に十分に注意をすること。
4. 小学生、中学生の場合は、保護者同伴とし、保護者も調査当日に受付をすること。
5. 調査員は調査終了時間からおおむね15分以内に受付にて無事に調査が終了したことを報告し、安全確認を受けること。

第6条 釣果報告書

- 1, 調査員は、調査終了後に釣果報告書を受付に提出すること。

第7条 環境の保全

1. 調査員は、環境の保全に努め、ゴミは各自で持ち帰ること。
2. 河川敷で車を使用する場合は、交通安全に努め、指定された場所に駐車し、他の交通の妨げにならないようにすること。

第8条 規則の遵守

1. 調査員は、規則、規約、募集要綱を守り調査を行わなければならない。

第9条 罰則

1. 上記に違反した者は、現場の管理人の指示に従い、改善しなければならない。
2. 上記1項に従わない者は、調査員を解任されることがある。

第10条 その他

1. 河川に遡上した鮭を採捕する場合は、何人も県の特別採捕許可を得なければならないので住所、氏名等正確に記入し、必ず申込書を提出してください。三面川鮭有効利用調査委員会で、申込者全員の特別採捕許可を得て申込者全員に当選の決定通知を行います

特別注意事項

1. 新型コロナウイルス感染防止対策のため、各自が充分配慮すること。
2. 発熱及び嘔吐等体調不良の場合は、当日の調査を遠慮いただくことがあります。